住家全壊	住家がその 居住のための基本的機能を喪失 したもの、すなわち、
(全焼・全流失)	住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊
	が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの
	で、具体的には、 <u>住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面</u>
	積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または
	住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合
	で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとす
	る。
住家半壊	住家がその 居住のための基本的機能の一部を喪失 したもの、すな
(半焼)	わち、住家の 損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用でき
	<u>る程度</u> のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の
	20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的
	被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が
	20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する 住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規
	模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難 なもの。
	具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満
	のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に
	占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満
	のものとする。
中規模半壊	居住する 住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内
	に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ
	当該住宅に居住することが困難 なもの。具体的には、損壊部分が
	その住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主
	要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、
	その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。
	具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満
	のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に
	占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満
	のものとする。

- ・損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補 修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- ・主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部 として固定された設備を含む

(出典:https://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/20210624_kijun.pdf)